

市からの 連絡帳



**第2弾！「西東京市プレミアム商品券」の有効期間は1月31日(水)までです。お早めにご利用ください！**

有効期間を過ぎると無効となりますので、ご注意ください。 問西東京商工会保谷事務所(☎424-3600) 産業振興課(☎438-4041)

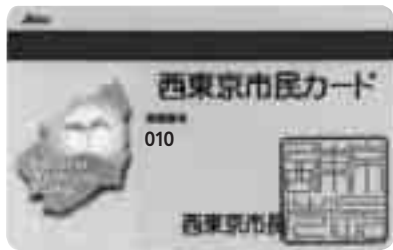
申請

西東京市民カードの破損等による引替え

西東京市民カードで8ケタの番号が金色で左3ケタが010・011であるものは、生分解性プラスチックカードで、弾力性が弱く割れやすいとのご指摘を受けています。破損した場合などは、引き替えますのでご持参ください。

手続きに必要なもの

認め印 破損した西東京市民カード 窓口に來られた方の本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証など)  
 代理人による申請の場合は、代理人選任届(本人自筆)が必要。  
 市民課(☎460-9820) (☎438-4020)



税

固定資産税の減額

住宅の耐震改修

昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅に耐震改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を住宅面積の120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。  
**要件**  
 改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告すること 耐震改修工事費用が30万円以上であること

期間

平成18年1月1日～平成21年12月31日に改修完了した場合、翌年度から3年間 平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了した場合、翌年度から2年間 平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

必要書類

耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 耐震改修工事証明書 耐震改修工事費用の領収書

住宅のバリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内に所在する家屋(賃貸住宅を除く)にバリアフリー改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

要件

65歳以上の方および要介護もしくは要支援の認定を受けている方ならびに障害をお持ちの方が居住する家屋であること(賃貸住宅を除く)  
 平成19年4月1日～平成22年3月31日に一定のバリアフリー改修工事を行うこと 改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告すること バリアフリー改修工事費用が30万円以上であること(補助金などを除く自己負担額)

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋であること

必要書類

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 バリアフリー改修工事費用の領収書、改修工事の内容等を確認できる書類(工事明細書、現場の写真など) 納税義務者の住民票の写し 改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

(1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し

(2)居住者が要介護または要支援を受けている場合は、その方の被保険者証の写し

(3)居住者が障害をお持ちの場合は、その方の障害者手帳の写し

補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類

一定のバリアフリー改修工事とは～

廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替え工事、床表面の滑り止め化

住宅の省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を住宅面積120㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

要件

平成20年4月1日～平成22年3月31日に一定の省エネ改修工事(以下「熱損失防止改修」)を行うこと 改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告すること 熱損失防止改修工事費用が30万円以上であること 現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋であること

必要書類

住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 熱損失防止改修工事証明書 熱損失防止改修工事費用の領収書 納税義務者の方の住民票の写し  
 ～一定の熱損失防止改修工事とは～  
 窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事であること(外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることが必須)

資産税課(☎460-9830)

子育て・教育

子どもに関する相談は子ども家庭支援センターへ

18歳までの子どもに関するさまざまな相談に応じます。子育てに関する不安、虐待、いじめ、ひきこもりなど、お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。各種子育て支援サービス、心理専門相談やさまざまな専門機関の紹介もします。

小・中・高校生のお子さんからの相談もお受けします。

相談受付 月～土曜日(祝日と年末年始を除く)午前9時～午後4時

相談専用電話(☎439-0081)

子ども家庭支援センター

(☎425-3303)

入学資金融資あっせん

学校教育法に規定する大学、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校もしくは特別支援学校の高等部または専修学校に入学を許可されたお子さんをお持ちで、入学時に納付する資金を必要とする保護者に対し、市が金融機関に融資のあっせんを行います。

詳細は、お問い合わせを。

教育企画課(☎438-4071)

環境・ごみ

大気環境におけるダイオキシン類調査結果中間報告(平成21年度実施)

市では夏と冬に一週間ずつ大気環境中のダイオキシン類を調査しています。年間調査結果は5月にお知らせします。

調査方法

「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(環境省編)に基づいた1週間連続測定法。

測定期間 8月19日～26日

あなたの声を…

皆様のご意見をお寄せください!!

～市民意見提出手続(パブリックコメント)～

意見提出の際には、必ず住所・氏名・計画名をお書きください。匿名でのご意見は受けられません。ご意見に個別に回答はしません。

計画名	第3次行財政改革大綱(素案)	子育て・子育てワイワイプランおよび次世代育成支援行動計画
策定趣旨	平成17年9月に第2次行革大綱として策定した「西東京市地域経営戦略プラン」の計画期間が平成21年度で終了となるため、新たに「第3次行財政改革大綱」を策定します。	西東京市における子どもの育ちと子育て支援に関する施策や事業を総合的に推進するため「子育て・子育てワイワイプラン」と「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定します。
閲覧方法 <sup>※</sup>	1月21日(水)から・情報公開コーナー(両庁舎1階) 市HP	1月20日(火)から・情報公開コーナー(両庁舎1階) 市HP
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事業所のある法人・その他団体	市内在住・在勤・在学者、市内に事業所のある法人・その他団体
意見提出	1月21日(水)～2月19日(金)(必着)	1月20日(火)～2月9日(火)(必着)
提出方法	直接または郵送(〒188-8666 市役所企画政策課あて) ファクシミリ(☎463-9585) Eメール(市HPから)	直接または郵送(〒188-8666 市役所子育て支援課調整係あて) ファクシミリ(☎466-9666) Eメール(市HPから)
説明会	時・場 2月5日(金) 午前10時～11時30分・防災センター6階 午後2時～3時30分・イングビル3階	時・場 2月7日(日) 午前10時～11時30分・田無庁舎5階 午後2時～3時30分・住吉会館ルビナス
検討結果公表	4月(予定)	3月(予定)
担当課	企画政策課(☎460-9800)	子育て支援課(☎460-9841)